

総合特別区域法による手続の簡素化・円滑化

総合特別区域において「特定水力発電事業」(従属発電事業)を行う場合、水利使用許可手続を簡素化するとともに、標準処理期間の短縮化を図っています。

特例の目的

我が国の経済社会の活力の向上及び持続発展を図るため、地域活性化総合特別区域における小水力発電(従属発電)の導入の促進を図る観点から、小水力発電に係る水利使用の許可手続の簡素化等に関する特例措置を講ずる。

地域活性化総合特別区域計画に記載された小水力発電(従属発電)について、以下の特例措置を講ずる(※)

(※)河川管理者や都道府県知事、下流の利水者等が参画する地域協議会において、総合特区計画が協議された場合

1. 河川法及び電気事業法の手続の簡素化

現行制度

- 河川法
 - ①国土交通大臣の認可又は協議・同意
 - ②関係行政機関の長との協議
 - ③関係都道府県知事等への意見聴取
 - ④関係河川使用者への通知
- 電気事業法
 - ⑤経済産業大臣への報告及び意見聴取



特例措置①

国土交通大臣の認可等を不要化

2. 標準処理期間の短縮化

現行制度

- 水利使用許可に係る標準処理期間
 - ①国土交通大臣が行うもの：10か月
 - ②地方整備局等が行うもの：5か月



特例措置②

相当程度短い期間に短縮(1ヶ月)